

独立行政法人国立重度知的障害者総合
施設のぞみの園の平成24年度の業務
実績の評価結果

平成25年8月13日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成24年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、平成15年10月に新たに独立行政法人として発足し、平成24年度は法人設立後10年度目にあたる。

今年度ののぞみの園の業務実績の評価は、平成20年2月末に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成20年度～24年度）の最終年度（平成24年4月～25年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成23年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

なお、評価に当たっては、のぞみの園が他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営への取組が求められる一方で、のぞみの園の設立目的が、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）により、「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」とされており、「業務運営の効率化」と「サービスの質の確保」という質の異なる目標を課せられていることも考慮する必要がある。したがって、のぞみの園の業務運営に対する評価の留意点として、単に数値目標の達成状況に着目するのではなく、①業務運営の効率化に関しては、効率化を図るための取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がっていないか、②重度知的障害者の自立支援のための取組については、地域移行に向けての条件整備全般に亘って、施設利用者一人ひとりに対してどのような取組を行ったか、また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者（以下「矯正施設等退所者」という。）の支援にどのように取組んでいるのか、③調査・研究及び研修については、その内容が障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであり、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなっているか等の、業務内容の質の面にも力点を置いて評価すべきものであることを特記しておきたい。

(2) 平成24年度業務実績全般の評価

のぞみの園は、法の定める設立目的に沿った業務運営の着実な実施が求められるとともに、他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営が求められている。

こうした課題がある中で、平成24年度は第2期中期目標期間の最終年度であり、地域移行などの継続課題や第2期中期目標に示された、行動障害等を有するなど著し

く支援が困難な者へのモデル的支援、内部統制・ガバナンス強化への取組などの新たな課題に対して的確かつ効率的に対応し、目標を達成することが求められている。

このような状況の中、効率的な業務運営体制の確立に向けた取組として、平成24年度においては、①地域移行等による利用者の減少を踏まえ、平成24年4月1日から、第5次寮再編（16か寮体制→15か寮体制）を実施するとともに、②平成25年1月21日付けで総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示され、その中で地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図ることとされたことから、施設事業局の内部組織を3部（生活支援部、就労支援部、地域支援部）から2部（生活支援部、地域支援部）に集約するとともに、就労支援部の業務を地域支援部就労支援課の業務とすること（平成25年4月1日実施）の検討を行い、③さらに、当委員会が昨年度に行った中期目標期間の業務実績の暫定評価結果において、今後の業務運営の留意点として示した「発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備するとともに、新たな事業の実施等について検討すること」を踏まえ、「診療所」を「診療部」に改組し、療育支援を担当する「療育支援課」及び「障害児通所支援センター」の新設（平成25年4月1日実施）に向けた検討を行うなど、組織・実施体制を整備し、一層の業務内容の充実と新しい課題等への対応を図った。また、経費節減や運営費交付金以外の収入の増にも積極的に取り組み、第2期中期目標に定める「運営費交付金（退職手当相当額を除く）の23%以上節減」を達成するため、常勤職員数については、定年退職者の後補充を原則行わないことや国家公務員の給与改定に準拠した給与改定により、人件費総額を縮減すること等により着実にその目標を達成したことを評価する。

これらを踏まえると、効率的な業務運営の確立に対し、目標達成に向けて確実に進展したものと認められるが、一方で、サービスの質の向上を図るとともに、平成20年度から実施している矯正施設等退所者への自立支援及び高齢知的障害者への支援などについて、高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組をより一層進めることを希望する。

重度知的障害者の自立（地域移行）に向けた取組については、年々、施設利用者の高齢化、機能低下及び疾病等により、地域移行や新たな同意を得ることが難しくなっている中であって、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、個別支援計画に基づいて、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでいる。平成24年度においては、施設利用者の意向を十分に尊重した上で、移行予定先事業所での見学や宿泊体験に取り組み、さらに保護者・家族への働きかけとして、地域移行通信の発行・配布、地域移行して5年経過した当事者の現在の様子をDVDを活用して紹介し、移行後の暮らしについて理解と安心が得られるようにするなど、効果的な方法を企画・実施して、成果を上げているこ

とを評価する。

これらの取組の結果、平成24年度においては、18名の施設利用者の地域移行を達成させ、この結果、第1期から通算して150名が地域移行し、地域移行のみで独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して3割縮減するという目標を達成するとともに、新たに地域移行に同意した保護者・家族も25家族となり、第2期中期目標の達成に向けて、様々なプロセスの実践をしっかりと実績に結びつけた点についても、評価する。

また、矯正施設等退所者への支援事業の充実強化を図るため、平成24年度は、地域生活定着支援センター及び福祉施設等の経験を有する専門家を新たに参与（社会生活担当）として迎えるとともに、引き続き、専門家を社会生活支援担当の参事として委嘱し、関係職員9名をメンバーとする「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、参与及び参事の指導の下、支援技術等の向上のための研究・検討を行った。そして、性犯罪や累犯窃盗を行った中軽度の知的障害者など支援が困難な者について、平成20年度から延べ16名の対象者を受け入れ、12名（24年度4名）が地域移行したことについて評価するとともに、今後も、この事業の全国的な拡大に向けて、国のモデル施設として必要な役割を十分に果たすことを期待したい。

また、調査・研究及び研修については、のぞみの園の設立目的に沿って重度の知的障害者の地域移行に関すること等をテーマとした多くの調査・研究及び研修を実施したほか、第2期中期目標の新たな課題である行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関すること、高齢知的障害者の支援に関することや矯正施設等退所者の支援に関すること、また発達障害などの社会的に関心の高いテーマを選択し取り組んでいる。

平成24年度においては、これまで調査が行われて来なかった、全国の市区町村並びに障害者支援施設における高齢知的障害者の実態や支援上の課題について、障害福祉分野の短期入所事業の実態について大規模な悉皆調査を実施した他、重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組み、矯正施設等退所者等の地域生活移行に関する事項などの13の研究テーマを取り上げた。

また、行動援護事業の普及促進や、矯正施設等退所者等への支援に関する調査・研究及び研修について、内容・方法を工夫して取り組み、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを評価する。

特に、研修・養成については、これまでに開催してきた行動援護従業者養成研修中央セミナーでのインストラクター養成研修を踏まえ、今後の事業所の役割や事業所運営の在り方について行動援護サービス提供責任者及び同等の責任を持つ者を対象として研修を開催するとともに、新たに行動障害のある障害児を支える教育と福祉サービスの連携をテーマとした研修会を開催した他、発達障害と虐待という関心の高いテーマを取り上げて広く参加者を募って福祉セミナーを開催するなど、積極的に取り組ん

だことを高く評価する。

なお、のぞみの園は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した障害者や障害関係施設に対する支援に積極的に取り組んだ。特に、平成23年4月15日から現在に至るまで、福島第1原子力発電所の10キロ圏内にある被災施設の社会福祉法人友愛会（以下「友愛会」という。）の利用者及び職員等を一括して受け入れて、従来の事業が実施できるように支援しており、今後も国立施設としてこうした支援に積極的に取り組むことを要請する。

これらを踏まえると、平成24年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の最終年度として更なる成果を上げたものと評価する。

なお、第2期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

業務運営体制の整備については、第1期中期目標期間からの継続課題への対応強化や、第2期中期目標や今後の新たな課題に的確に対応するため、①地域移行等による利用者の減少を踏まえ、平成24年4月1日から、第5次寮再編（16か寮体制→15か寮体制）を実施するとともに、②平成25年1月21日付けで総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示され、その中で地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図ることとされたことから、施設事業局の内部組織を3部（生活支援部、就労支援部、地域支援部）から2部（生活支援部、地域支援部）に集約するとともに、就労支援部の業務を地域支援部就労支援課の業務とすること（平成25年4月1日実施）の検討を行い、③さらに、当委員会が昨年度に行った中期目標期間の業務実績の暫定評価結果において、今後の業務運営の留意点として示した「発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備するとともに、新たな事業の実施等について検討すること」を踏まえ、「診療所」を「診療部」に改組し、療育支援を担当する「療育支援課」及び「障害児通所支援センター」の新設（平成25年4月1日実施）に向けた検討を行った。これらの取組を行ったことにより、第2期中期目標期間の最終年度として、目標達成に向けた組織・実施体制を整備し、一層の業務内容の充実と新しい課題等への対応を図った。

また、人件費改革への取組については、国家公務員の給与改定に準拠しており、定年退職者の原則不補充等による常勤職員数の減や職員の給与水準の適正化に取り組ん

できた結果、平成24年度人件費総額については2億3千万円縮減した。

常勤職員数については、平成24年度期首の226名に対して期末は223名（△3名）であった。この結果、平成20年度期首279名に対して20%削減して24年度末に223名にするという数値目標が達成されたことを評価する。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、サービス水準の維持の観点から有用な人材の育成・確保を図るなど施設利用者に対する支援の質を高めるための方策についても留意されたい。

内部統制・ガバナンス強化への取組については、理事長の指示の下に、平成20年度に取りまとめた報告書に基づき、リスク対応に重点を置いた取組、内部監査の実施、継続的なモニタリングによる内部進行管理の充実、施設利用者に係る感染症の蔓延防止対策、事故防止対策及び防災対策等リスク回避・軽減への取組及び業務内容の情報公開等を行うなど、適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認められる。

経費の節減及び合理化の推進については、平成24年度においては、人件費総額の縮減のほか、「随意契約等見直し計画」に基づき、入札案件については一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。自己収入の確保については、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者等の新規受入の継続、短期入所事業及び日中一時支援事業の利用拡大や、発達障害等の一般外来患者の増等により収入の確保に努めるとともに、国の補助事業、地方自治体からの受託事業を積極的に実施した。これらの取組の結果、第2期中期目標において設定された運営費交付金の節減目標（23%以上の節減）や総事業費に占める自己収入の比率目標（40%以上）について、運営費交付金では、34.8%の節減、総事業費に占める自己収入の比率では、54.3%となり、それぞれ目標を大きく上回っており、着実に取り組んでいるものと高く評価する。なお、さらなる経費節減のため、事業費の冗費点検の徹底について、工夫することを希望する。

効率的な施設・設備の利用については、外部の有識者を入れた資産（土地・建物）利用検討委員会において検討した結果、24年度において、旧管理事務所跡地を整地し、利用者の日中活動等の場として活用するとともに、休日等に地域住民に開放し、有効活用を図った。また、平成24年4月1日付で行った第5次寮再編で空き寮となった寮舎について、施設利用者へ多様な日中活動を提供するため、活動支援棟の新たなサテライトとして活用を図った。加えて、東日本大震災の被災施設である友愛会の利用者及び職員等に対して、従来の実業を実施できるように、第4次寮再編によって空き寮となった建物を含めた3棟を同法人利用者等の居住の場として引き続き提供し、さらに、友愛会の日中活動サービスやグループホーム等の場として、平成24年4月からのぞみの園の福利厚生施設（富士会館）を提供するとともに、独身寮の一部を友愛会のグループホーム事業に提供している。その他、地域福祉の観点から、障害者への理解を深めるとともに、地域との交流を図るためのふれあいフェスティバルを開催

する等、積極的に施設・設備の有効活用に努めていることを評価する。なお、保有資産の大半は、山林、保安林であるため資産価値が低く、売却が極めて困難であるとされているが、今後、行政や地域住民など幅広い方々からの意見を聞くなど、引き続き活用方策について検討されたい。

業務運営における合理化の推進については、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件は全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施するなど、合理化を計画的に進めているものと認められる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

①-1 自立支援のための取組（地域移行）

重度知的障害者の自立（地域移行）に向けた取組については、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、個別支援計画に基づき、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでおり、地域移行した者に対しては、生活の適応状況を把握し、助言・相談を行うといったフォローアップを実施していることが認められる。

年々、施設利用者の高齢化・機能低下及び疾病を併発する施設利用者が増え、地域移行が難しくなっている中、平成24年度においては、年度目標（15名～20名）である18名の施設利用者の地域移行を達成させ、この結果、第1期から通算して150名が地域移行し、地域移行のみで独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して3割縮減するという目標を達成したことを評価する。

このような更なる成果を上げるため、1)保護者総会、保護者懇談会等を利用した、保護者への個別面談、2)地域移行された方の生活の様子を映像化したDVDの活用、3)施設利用者の地元の事業所を調査し、保護者へ紹介、4)地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」の定期発行（年間6回）、5)移行予定先事業所での宿泊体験に加え、平成24年度においても、地域移行して5年経過した者の現在の暮らしを紹介するDVDを活用する等、移行後の生活に対して理解と安心が得られるようにするなどの取組を行った結果、新たに地域移行の同意を得た保護者が25名となり、年度目標（25名程度）を達成したことを評価する。

また、移行先確保のため重点都道府県を設けて各自治体に協力要請を行い、さらにのぞみの園として自ら受入先施設・事業所等の開拓を行ったことを評価する。

なお、地域生活への移行が困難な要因・理由として、1)保護者・家族の同意が得られないこと、2)施設利用者本人の地域生活の経験不足、3)施設利用者本人の高齢化、機能低下及び疾病、4)移行先の確保が困難なこと等の問題があげられるが、これまで蓄積された支援技術と経験を活かして、施設利用者本人の意向を最大限尊重し、施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿っ

た地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に取り組まれない。

①－２ 自立支援のための取組（行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援）

従前より取り組んでいる著しい行動障害等を有する者に対する支援として、自閉症及び行動障害を有した利用者への支援は、特別支援グループの各生活寮で実施しており、支援に際しては、診療所の精神科医、臨床心理士等と連携して、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景・対応について検討を行うなど、効果的なサービス提供に努めた。平成24年度においては、精神科病院に入退院を繰り返す知的障害者1人の受入れを行い、特別支援グループでの支援を行った。また、21年度に受け入れた精神科病院に社会的入院をしていた者への福祉と医療の連携による支援を継続して行った結果、行動等の著しい改善が認められ、平成24年5月31日に退所した。

①－３ 自立支援のための取組（矯正施設等退所者への支援）

矯正施設等退所者への支援事業については、矯正施設等退所者の中には福祉サービスを受けていないケースが多く、このことが再犯を繰り返す一因と考えられることから、矯正施設等退所者が地域社会での生活を円滑に行える支援手法を確立し、全国の福祉施設及び地域生活定着支援センター等における当該支援事業の取組の普及拡大に資するため、平成20年度から先駆的に取り組んでいる。そのため、平成22年度から、「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、職員9名（兼務）を任命しており、平成24年度からは、地域生活定着支援センター及び福祉施設等の経験を有する専門家を新たに参与（社会生活担当）として迎え、平成22年度から委嘱している専門家（参事：社会生活支援担当）とともに、その指導・助言の下、同プロジェクトチームの支援技術向上のための研究・検討を行った。受入実績は、平成20年度から延べ16名であった。いずれも支援の困難な事例であるが、平成24年度末までに12名（24年度4名）が地域移行し、開発した支援プログラムに基づいて運営している「自活訓練ホーム（定員7名）」において、自立に向けてより効果的で質の高い支援を実践していることを評価する。

上記①－２及び①－３のように著しく支援が困難な者の支援については、全国の知的障害関係施設・事業所においても直面している重要な課題であるので、のぞみの園においてモデル的な支援の確立に向けて、引き続き事業を積極的に推進することを希望する。

①－４ 自立支援のための取組（高齢知的障害者への自立支援への取組）

高齢化する利用者の支援の専門性を高めるため、高齢者支援の専門家を平成24年度も引き続き招聘し、高齢者支援グループを中心に支援の姿勢や環境、支援技術等に関しての指導及び助言を受けるとともに、高齢者事例検討プロジェクトチームにおいて、高齢者事例検討会議を毎月開催し、事例について検証するとともに専門家の助言・指導を受けることなどを行った。

24年度も引き続き認知症支援研究班を設置し、複数の事例を通して認知症罹患前後の行動の変容等を踏まえた適切な支援のあり方について検討するとともに、同研究班において、認知症を発症した者及び認知症と疑われる者の事例を精査し、「50歳からの支援」と題して認知症に罹患した知的障害者の変化や支援者の気づき等に焦点をあてた事例集を刊行した。

さらに、高齢者支援のあり様や高齢者への介護技術の向上等の視点から県外の特別養護老人ホーム及び小規模多機能居宅介護事業所等での実務研修を積極的に実施し、支援者の専門性の向上を図るとともに、その内容について園内報告会を実施するとともに高齢者支援の専門家による体系的な職員研修会を開催した。

このように、利用者の高齢化が進行する中、高齢知的障害者の自立支援への取組・検討が種々行われたことを評価する。

①-5 福祉と医療の連携によるサービスの提供

重い障害のある人たちの地域での生活を支えるため、高度の医療は必要としないものの、医療的ケアの必要な重い障害者が短期入所できるように、居室（2個室）を平成25年3月に整備し、福祉と医療の連携によるサービスを総合的に提供する事業を実施していることが認められる。

② 調査・研究

調査・研究については、重度あるいは高齢の知的障害者の健康管理、医療と福祉の連携に関する事、行動障害を有するなど著しく支援が困難な者の支援と方法に関する事項など、全国の障害福祉の現場に密接に関係する13の研究テーマを取り上げている。また、外部の有識者も委員として参加する国立のぞみの園研究会議において、その内容に関する審議・評価が行われ、調査・研究結果に対する指導・助言を受けている。

研究内容として、市区町村を対象とした高齢知的障害者の実態調査、障害者支援施設を対象とした高齢知的障害者の支援の実態に関する調査、短期入所事業の実態調査といった、これまで障害福祉領域で実態調査が行われて来なかった研究テーマについて、大規模な悉皆調査を3本実施した。また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査・研究、知的障害児・者が在宅生活を快適に過ごすために必要なサービスについての研究など、国の障害福祉施策の推

進に資する調査・研究を、全国の大学関係者や障害関係施設等の職員と協働で行った。さらに、法人の独自研究として、高齢知的障害者の健康管理と医療と介護、精神科病院に入院している知的障害者の実態と医療と福祉の連携、知的障害者の認知症ケアに関する研究など、のぞみの園における自立支援のフィールドを生かした実践的な研究に積極的に取り組んでいることが認められ、調査・研究の成果の質が着実に上がっていることを高く評価する。

また、調査・研究の成果の積極的な普及・活用については、1)ニュースレター、研究紀要の発行等の広報媒体物やのぞみの園ホームページへの掲載による公表、2)支援の現場で活用できる小冊子の作成と配布、3)講演会や学会等の機会を活用した発表などにより積極的に行った。特に、上記(1-④)で記した、認知症支援研究班における成果をまとめた「50歳からの支援」、単独型ショートステイ事業の普及啓発を目的とした「身近な場所で支えてみませんか?～地域でショートステイを推進するために」、行動援護サービス提供責任者の役割と広範囲や業務内容をまとめた「行動援護サービス提供責任者ガイドブック」などを作成し、関係機関に情報提供したことを評価する。

③ 養成・研修

養成・研修事業に関しては、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、福祉セミナー等を積極的に実施している。平成24年度においては、矯正施設等退所者への支援、行動援護に関する研修、発達障害児・者の支援など国の政策課題や社会的に関心の高いテーマについて、全国規模の福祉セミナーを実施し、多くの参加者を得ている。併せて、保育士、社会福祉士等の各種養成機関等の実習場所として、多くの実習生を受け入れるとともに、大学との共同研究により開発した相談援助実習プログラムに基づいた実習を行うなど、実習の充実にも取り組んでいる。

このうち、矯正施設等退所者への支援については、矯正施設等退所者の地域生活支援についての全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、平成22年度のぞみの園が実施した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラムに関する調査・研究」結果に基づき、新たに指導的立場の職員の支援技術の専門性を高める研修会を3回開催した他、多くの法務・福祉関係者が一堂に会し現状の課題について理解を深め、全国に情報発信するセミナーを1回開催するなど、計4回開催し、平成23年度(2回開催)に比べて多くの参加者を得ている。また、行動援護に関する研修については、これまでに開催してきた行動援護従業者養成研修中央セミナーでのインストラクター養成研修を踏まえ、今後の事業所の役割や事業所運営の在り方について行動援護サービス提供責任者及び同等の責任を持つ者を対象として研修会を開催するとともに、新た

に行動障害のある障害児を支える教育と福祉サービスの連携をテーマとした研修会を開催した。その他、発達障害と虐待という関心の高いテーマを取り上げて広く参加者を募って福祉セミナーを開催するなど、その実施方法、内容を工夫しており、養成・研修に対して積極的に取り組み、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを高く評価する。

今後も、国のモデル施設として、国の政策課題に関連する取組を継続するとともに、知的障害関係施設等の支援に従事する者等に対する養成・研修事業の一層の充実に努めていくことを期待する。

④ 援助・助言

援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレター（年4回、各3,600部発行）に掲載（年2回）するとともに、援助・助言のPR用リーフレットをニュースレターに同封して、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布し、また福祉セミナーの参加者等に配布するなど、広報に努めた。その結果、障害者支援施設などへの援助・助言の実施件数は、平成24年度は227件の実績となり、前年度比27件増加したこと、また、227件のうち、講師派遣による援助・助言の提供については56件の実績であり、前年（31件）に比べて大幅に増加したことを評価する。

なお、このほか、自治体から受託している相談支援事業について、年間延べ件数が5千5百件を超え、地域の障害者や発達障害児を抱えている保護者等からの様々な相談に応じているとともに、平成24年度からは高崎市の障害者虐待防止センター業務を受託するなど、地域貢献に積極的に取り組む姿勢を評価する。

⑤ その他の業務（附帯業務）

その他の業務（附帯業務）のうち、診療所については、適切な診療スタッフと設備等を確保し、施設利用者の高齢化等を踏まえた医療を提供している。具体的には、施設利用者の高齢化に伴う心身の機能低下や疾病等への的確な対応のため、施設利用者の健康管理や医療的ケアの必要な生活寮への訪問看護、専門家による摂食・嚥下の指導、シーティング（座位維持）指導を定期的実施した。その他、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対しては、精神科医や臨床心理士等が協力し、積極的に支援に加わり、精神面からのケアも行うことができた。また、児童精神科医の常勤化により、地域の知的障害者、発達障害児の受診が容易になり、発達障害等の一般外来患者が増加したことにより、診療収入の確保に努めていることが認められる。さらに、保護者を含めた家族心理教育を実施するなどの取組が展開された。このように診療所は、地域の発達障害に関する医療の拠点としての役割も担っており、地域医療のニーズにも積極的に対応し貢献していることを評価する。ま

た、当委員会が昨年度に行った中期目標期間の業務実績の暫定評価結果において、今後の業務運営の留意点として示した「発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備するとともに、新たな事業の実施等について検討すること」を踏まえ、療育支援を行う療育支援課及び障害児通所支援センターの新設（平成25年4月1日開設）に向けた取組を行ったことを評価する。

さらに、地域の障害者支援の充実については、地域の障害者を対象とした短期入所や日中一時支援事業、就労移行支援事業や就労継続支援B型事業等の障害福祉サービスを実施しているなど地域の障害者に対する多様なサービスの提供に努めており、特に既存の施設外生活介護事業所においては、有償ボランティアを講師とする様々な趣味的活動及び創作的活動などについてメニューの見直しを行い、利用者の拡大に努めるなど、工夫した取組を進めていることが認められる。

⑥ サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や、行政担当者、地域代表、保護者等から構成する「国立のぞみの園運営懇談会」は、平成24年度においては、平成23年度業務実績評価に関する結果、平成24年度事業報告、東日本大震災被災施設への支援及び第3期中期目標・中期計画（案）等を議題として2回開催した。

また、平成24年度においては、第三者評価機関による評価を実施したが、のぞみの園は、その実施する多様な事業に対応し、共通評価基準を踏まえて、独自の8領域40大項目74中項目287小項目による評価表を作成して実施している。24年度の評価結果は、中項目74項目全てが「A」評価であり、小項目についても「b」評価であった4項目を除き全て「a」評価であり、サービスの質及びサービスの提供システムが客観的に向上したことを評価する。

(3) 財務内容の改善等について

平成24年度における総事業費に対する運営費交付金以外の収入（自己収入）の比率は、54.3%となっており、第2期中期目標に定める40%以上を大幅に超え、計画以上に進展していることを評価する。

また、職員の採用等の人事に関する計画については、平成24年度期首の職員数226名に対して平成24年度期末が223名（△3名）であった。平成20年度期首279名に対して24年度末に20%削減して223名にするという数値目標を達成したことを評価する。また、人件費総額についても、約2.3億円を縮減しており、意欲的に取組んでいることを評価する。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、この効率化に向けた取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がらないよう、特に矯正施

設等退所者への自立支援及び高齢知的障害者への支援などについて、高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組をより一層進めることを希望する。

施設・設備の計画については、建物の耐震強化、台風等による災害対策の整備、老朽化した給水設備更新、共同構内のライフライン更新による老朽化対策などに取組み、計画どおり実施したことが認められる。

(4) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

(1) 当期総利益（又は当期総損失）

平成24年度は、中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化し、約6百万円を当期総利益として計上した。これについては、適正であると認められる。

(2) 利益剰余金（又は繰越欠損金）

平成24年度は、中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化し、約6百万円を利益剰余金として計上した。これについては、国庫に納付されており、適正であると認められる。

(3) 運営費交付金債務

平成24年度においては、予算、収支計画及び資金計画等に基づき実施しているものと認められる。このうち、総事業費に占める自己収入の比率が目標(40%以上)を上回り、54.3%となったことを評価する。

② 保有資産の管理・運用等について

(1) 保有資産全般の見直し

敷地総面積232万㎡のうち、8割は資産価値の低い山林、保安林である。売却可能性のある土地(宅地)は0.5%(1万㎡:2億円)であるが、起伏の険しい山林を切り開いているため、市街化調整区域・遺跡埋蔵地域・砂防指定地域に指定されており、売却は極めて困難と認められる。

(2) 資産の運用・管理

引き続き、行政や地域住民等の意見を聞くなどして、資産の活用方策について検討されたい。

③ 組織体制・人件費管理について

(1) 給与水準

平成24年度の給与水準についてラスパイレス指数が国家公務員に対し96.0、他の独立行政法人に対し89.8と極めて低い水準となっていることから、のぞみの園の給与水準は適正であると認められる。

(2) 総人件費

平成24年度は、常勤職員数の削減、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた給与改定により、人件費の削減に取り組み、対前年度比2.3億円削減したことを評価する。

(3) その他

法定外福利費の健康診断、人間ドック等の支出は、必要なものであると認められる。

④ 事業費の冗費の点検について

庁費及び旅費については、概ね実施計画どおりに執行しており、事務経費等の駆け込み執行や不要不急な出張は行われていないと認められる。引き続き、不要な支出を生じないよう取り組まれない。

⑤ 契約について

(1) 契約に係る規程類、体制

入札・契約の実施状況については、監事、会計監査人、契約監視委員会から関係書類等のチェックを受けており、また、企画競争を行う際には、プロポーザル委員会を法人内に設置し適切に審査を行っており、個々の契約について必要な検証・評価がなされていると認められる。引き続き、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価・見直しに取り組まれない。

(2) 随意契約等見直し計画

随意契約等見直し計画における競争性のある契約割合は目標に達していないが、内訳をみると競争性のない契約（随意契約）の多くが毎月支払う電気料金及び上下水道料金といった公共料金であり、これらの契約を母数に入れずに競争性のある契約割合を算出すれば74%となり、実質上、目標は達成されていると認められる。

(3) 個々の契約

(1) で述べたとおり、個々の契約について必要な検証・評価がなされている。引き続き、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価・見直しに取り組まれない。

⑥ 内部統制について

内部統制については、理事長の指示の下に、平成20年度に取りまとめた報告書に基づき、①リスク対応に重点を置いた取組、②内部監査の実施、③継続的なモニタリングによる内部進行管理の充実、④施設利用者に係る感染症の蔓延防止対策、事故防止対策及び防災対策等リスク回避・軽減への取組及び⑤業務内容の情報公開等を行うなど、適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、のぞみの園の内部統制の課題に対して、組織が一体となって対応する仕組みの構築が有用であることから、職員研修会を実施し、組織が抱える課題を職員一人ひとりの問題として理解・認識して取組を実施し、利用者の福祉サービスの質の向上に努めている。

内部統制の取組については、リスク対応計画の取組による業務効率化・有効化状況を調査し評価することが必要であるので、内部監査等において、その実施状況を確認し、監査結果を当法人ホームページに掲載し、内部統制・ガバナンス強化に努めていると認められる。

⑦ 事務事業の見直し等について

該当なし。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。